

改 正 後					改 正 前				
⑥	.....	.....	措置法65 条の5 1項3号 措置法規 則22条の 6 4項 6号	.....		規定する譲渡 に該当する旨 を証する書類			
⑦	.....	.....	措置法65 条の5 1項4号 措置法規 則22条の 6 4項 7号	※ ..... .....措置法第 65条の5第1 項第4号.....	⑦	.....	措置法65 条の5 1項4号 措置法規 則22条の 6 4項 7号	.....	
⑧	.....	.....	措置法65 条の5 1項5号 措置法規 則22条の 6 4項 8号	※ ..... .....措置法第 65条の5第1 項第5号.....	⑧	.....	措置法65 条の5 1項5号 措置法規 則22条の 6 4項 8号	.....	

二十五 第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係

改 正 後		改 正 前	
第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係		(新 設)	
第1款 対象資産の範囲等		(新 設)	
（土地等の取得の時期）		(新 設)	

65の5の2(1)-1 措置法第65条の5の2の規定を適用する場合において、同条第1項の土地等の取得をした日とは、原則として、当該土地等の引渡しを受けた日をいうものとする。ただし、引渡しの日に関し特約がある場合を除き、当該引渡しを受けた日前に当該土地等の売買代金の支払額（手付金を含む。）の合計額がその売買代金の30%以上になったときには、その30%以上になった日（その日が売買契約締結の前日である場合には、その締結の日）をもって取得をした日とすることができる。

(注) 1 土地等の売買代金の支払のため手形の振出し（裏書譲渡を含む。以下同じ。）をした場合には、当該手形が次のすべての要件を備えているものであるときに限り、その振出しの日において土地等の売買代金の支払があったものとして取り扱う。

(1) 当該手形の期日において券面額の支払を現に行っていること。

(2) 当該手形の振出しの日（裏書譲渡の場合には、その裏書の日）から手形の期日までの期間が120日を超えないこと。

2 土地の上に存する権利の引渡しを受けた日とは、その土地につき当該権利に基づき使用収益等を行うことができることとなった日をいう。

(土地等の引渡しの日に関し特約がある場合)

65の5の2(1)-2 65の5の2(1)-1において「引渡しの日に関し特約がある場合」とは、例えば、地方公共団体と公有水面の埋立地を分譲する契約を締結した場合に埋立て後その土地の引渡しを受けることとしているとき、土地付マンションの分譲契約を締結した場合にマンションしゅん（竣）工後建物と合わせてその土地等の引渡しを受けることとしているとき、建物の取壊し、撤去を条件として土地等の引渡しを受けることとしている場合等をいうものとし、単に代金完済後所有権の移転又は引渡しを行う旨の条件が付されていてもここにいう特約がある場合には該当しないものとする。

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</u></p> <p><u>65の5の2(1)-3 措置法第65条の5の2の規定を適用する場合において、同条第1項の土地等が次に掲げるものに該当するときは、その取得をした日はそれぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 借地権を有する法人が当該借地権に係る土地を取得したことにより借地権が消滅した土地 消滅した借地権に対応する部分の土地は、その借地権の取得の日に取得し、当該借地権に対応する部分以外の部分の土地は、その土地の取得の日に取得したものとする。</u></p> <p><u>(2) 借地権の返還を受けた土地 返還に際して支払った立退料等の額に対応する部分の土地は、その返還を受けた日に取得し、それ以外の部分の土地は、その土地の取得の日に取得したものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(公有水面の埋立てをした場合の土地の取得の時期)</u></p> <p><u>65の5の2(1)-4 法人が公有水面の埋立てにより取得した土地の取得をした日は、原則として公有水面埋立法第22条第2項の規定による竣功認可の告示のあった日によるのであるが、法人が同日前に当該土地の全部又は一部につき使用を開始したときは、その使用を開始した部分については、その使用開始の日をもって取得をした日とすることができる。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(土地の上に存する権利)</u></p> <p><u>65の5の2(1)-5 措置法第65条の5の2第1項に規定する土地の上に存する権利とは、地上権、永小作権、地役権又は土地の賃借権をいい、租鉱権、採石権等のように土地に附帯するものであっても土地そのものを利用することを目的としない権利は含まれないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

(固定資産として使用していた土地の分譲)

65の5の2(1)-6 法人が従来固定資産として使用していた土地を譲渡するに当たり、当該土地に集合住宅等を建築し、又は当該土地の区画形質の変更等を行って分譲した場合における当該土地の分譲は、棚卸資産の譲渡に該当しないものとして取り扱う。ただし、その分譲に当たり、その土地について宅地造成を行った場合におけるその造成により付加された価値に対応する部分の譲渡については、この限りでない。

(新 設)

(先行取得土地等に係る届出書を提出した土地等を譲渡した場合の1,000万円の損金算入の特例の適用)

65の5の2(1)-7 法人が、措置法第66条の2第1項の規定の適用を受けようとする旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した同項に規定する先行取得土地等（以下「先行取得土地等」という。）を譲渡した場合において、その譲渡が措置法第65条の5の2第1項に規定する要件を満たすときは、当該先行取得土地等につき同項の規定の適用を受けることができることに留意する。

(新 設)

(贈与による取得があったものとされる場合の適用除外)

65の5の2(1)-8 措置法第65条の5の2第7項第1号の規定により、贈与による取得は同条の取得に該当しないのであるから、次に掲げる場合は、次によることに留意する。

(新 設)

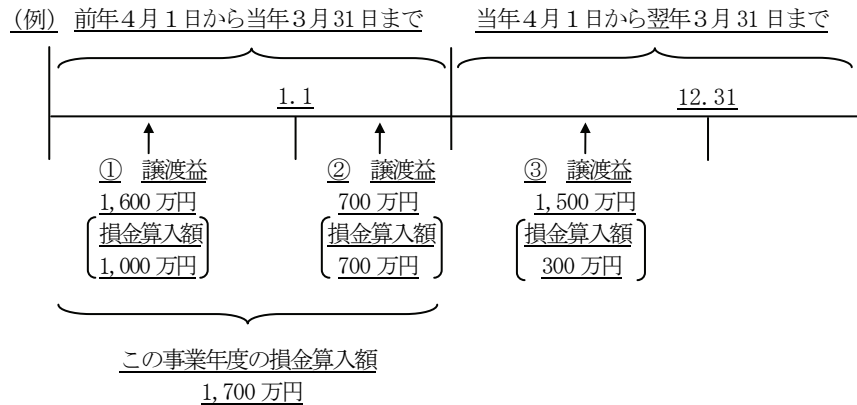
(1) 土地等を著しく低い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受けの時における当該土地等の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該譲受価額による取得があったものとする。

(2) 土地等を著しく高い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受

改 正 後	改 正 前
<p><u>けの時にける当該土地等の価額との差額に相当する金額の贈与をしたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該土地等の価額による取得があったものとする。</u></p>	
<p><u>(収用等をされた土地等についての適用除外)</u></p>	(新 設)
<p><u>65の5の2(1)-9 譲渡をした土地等について措置法第64条から第65条の2までの規定の適用を受けることができる場合には、法人がこれらの規定の適用を受けないときにおいても、措置法第65条の5の2の規定の適用はないことに留意する。</u></p>	
<p><u>(法第50条との選択適用)</u></p>	(新 設)
<p><u>65の5の2(1)-10 法人が、資産の交換について法第50条の規定を適用した場合には、その交換に伴って取得した交換差額については、措置法第65条の5の2第7項第2号ハの規定により、同条第1項の規定の適用を受けることはできないことに留意する。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><b>第2款 その他</b></p>	(新 設)
<p><u>(年又は事業年度を異にする2以上の譲渡等があった場合)</u></p>	(新 設)
<p><u>65の5の2(2)-1 措置法第65条の5の2第1項に規定する1,000万円の額は、年を通ずる損金算入限度額であるから、次の場合における損金算入額の計算は、それぞれ次によることに留意する。</u></p>	
<p><u>(1) 1,000万円損金算入の特例(措置法第65条の5の2の規定による1,000万円の損金算入の特例をいう。以下同じ。)の適用を受けることができる譲渡等が1事業年度中に2以上あり、かつ、これらの譲渡等が年を異にして行わ</u></p>	

れたときは、各年に行われた譲渡等についてそれぞれ1,000万円を限度として同条第1項の規定により損金の額に算入することができる。

(2) 1,000万円損金算入の特例の適用を受けることができる譲渡等が同一年中に2以上あり、かつ、これらの譲渡等が事業年度を異にして行われたときは、当該事業年度において損金の額に算入することができる金額は、1,000万円から当該事業年度前の各事業年度（当該年において終了したものに限る。）において同項の規定により損金の額に算入した金額の合計額（当該年中における譲渡等に係る部分の金額に限る。）を控除した金額を基礎として計算する。



(注) ③の損金算入額は、年1,000万円－②の損金算入額700万円＝300万円となる。

(同一の年に属する期間中に2以上の土地等を譲渡した場合の適用)

65の5の2(2)-2 法人が、一の土地等を譲渡し、当該一の土地等に係る措置法第66条の2第14項第3号に規定する譲渡利益金額を基礎として先行取得土地等につき同項の規定の適用を受けた場合であっても、その譲渡をした日の属する事業年度のうち同一の年に属する期間（以下「同一期間」という。）中に譲

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>渡をした他の先行取得土地等（その取得の日から引き続き所有し、かつ、措置法第 65 条の 5 の 2 第 1 項に規定する所有期間が 5 年を超えるものに限る。）があるときには、当該他の先行取得土地等について同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた先行取得土地等を同一期間中に譲渡した場合には、当該先行取得土地等について措置法第 65 条の 5 の 2 第 1 項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>（当該事業年度前の連結事業年度に他の連結法人が 1,000 万円の損金算入の特例を受けた場合の適用関係）</u></p> <p><u>65 の 5 の 2(2)－3 措置法第 65 条の 5 の 2 第 1 項に規定する 1,000 万円の額は、法人ごとの年を通ずる損金算入限度額であるから、仮に、法人の当該事業年度直前の事業年度が連結事業年度に該当し、かつ、当該連結事業年度において当該法人と連結完全支配関係を有する他の連結法人が措置法第 68 条の 76 の 2 第 1 項の規定の適用対象となる土地等の譲渡を行ったことにより、連結所得の金額の計算上、同項の規定による 1,000 万円の損金算入の特例の適用を受けている場合であっても、当該連結事業年度後の当該事業年度において、当該法人が当該他の連結法人が行った譲渡等の日と同一年中の日に措置法第 65 条の 5 の 2 第 1 項の規定の適用対象となる土地等（以下「特定の長期所有土地等」という。）の譲渡を行ったときには、同項に規定する 1,000 万円を限度として同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 1,000 万円損金算入の特例による損金算入限度額の計算上 1,000 万円から控除することとなる金額は、同一の年に属する期間中の特定の長期所有土地等につき措置法第 65 条の 6 の規定（同法第 68 条の 77 の規定を含む。）の適用を受けたかどうかにかかわらず、当該特定の長期所有土地等につき既に措</u></p>	<p>(新 設)</p>

置法第 65 条 5 の 2 の規定 (同法第 68 条の 76 の 2 の規定を含む。) により計算した損金算入額となる。

(借地権の返還により支払を受けた借地権の対価に対する特例の適用)

(新 設)

65 の 5 の 2 (2) - 4 他人の土地を使用している法人が、当該土地の上に存する借地権をその土地の所有者に返還し、その土地の所有者から立退料等の支払を受けた場合には、当該支払を受けた金額のうち借地権の価額に相当する金額については、措置法第 65 条の 5 の 2 第 1 項に規定する土地の上に存する権利の譲渡による対価として取り扱う。

(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)

(新 設)

65 の 5 の 2 (2) - 5 法人が 65 の 5 の 2 (1) - 3 に該当する土地の譲渡 (当該土地に係る借地権の設定を含む。) をした場合 (その土地の一部につき措置法第 65 条の 5 の 2 の規定の適用がない場合に限る。) において、同条の規定の適用を受ける土地の譲渡対価の額及び譲渡直前の帳簿価額の区分は、62 の 3 (2) - 8、62 の 3 (2) - 9、62 の 3 (3) - 2 及び 62 の 3 (3) - 3 の取扱いに準ずるものとする。

二十六 第 66 条の 2 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 66 条の 2 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 1 款 対象資産の範囲等</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>



改 正 後	改 正 前
<p><u>(土地等の取得の時期)</u></p> <p><u>66の2(1)-1 措置法第66条の2の規定を適用する場合において、同条第1項の土地等の取得をした日とは、原則として、当該土地等の引渡しを受けた日をいうものとする。ただし、引渡しの日に関し特約がある場合を除き、当該引渡しを受けた日前に当該土地等の売買代金の支払額（手付金を含む。）の合計額がその売買代金の30%以上になったときには、その30%以上になった日（その日が売買契約締結の前日である場合には、その締結の日）をもって取得をした日とすることができる。</u></p> <p><u>(注)1 土地等の売買代金の支払のため手形の振出し（裏書譲渡を含む。以下同じ。）をした場合には、当該手形が次のすべての要件を備えているものであるときに限り、その振出しの日において土地等の売買代金の支払があったものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(1) 当該手形の期日において券面額の支払を現に行っていること。</u></p> <p><u>(2) 当該手形の振出しの日（裏書譲渡の場合には、その裏書の日）から手形の期日までの期間が120日を超えないこと。</u></p> <p><u>2 土地の上に存する権利の引渡しを受けた日とは、その土地につき当該権利に基づき使用収益等を行うことができることとなった日をいう。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(土地等の引渡しの日に関し特約がある場合)</u></p> <p><u>66の2(1)-2 66の2(1)-1において「引渡しの日に関し特約がある場合」とは、例えば、地方公共団体と公有水面の埋立地を分譲する契約を締結した場合に埋立て後その土地の引渡しを受けることとしているとき、土地付マンションの分譲契約を締結した場合にマンションしゅん（竣）工後建物と合わせてその土地等の引渡しを受けることとしているとき、建物の取壊し、撤去を条件として土地等の引渡しを受けることとしている場合等をいうものとし、単に代金完済後</u></p>	<p>(新 設)</p>

所有権の移転又は引渡しを行う旨の条件が付されていてもここにいう特約がある場合には該当しないものとする。

(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)

(新 設)

66の2(1)-3 措置法第66条の2の規定を適用する場合において、同条第1項の土地等が次に掲げるものに該当するときは、その取得をした日はそれぞれ次に定めるところによる。

(1) 借地権を有する法人が当該借地権に係る土地を取得したことにより借地権が消滅した土地 消滅した借地権に対応する部分の土地は、その借地権の取得の日に取得し、当該借地権に対応する部分以外の部分の土地は、その土地の取得の日に取得したものとする。

(2) 借地権の返還を受けた土地 返還に際して支払った立退料等の額に対応する部分の土地は、その返還を受けた日に取得し、それ以外の部分の土地は、その土地の取得の日に取得したものとする。

(公有水面の埋立てをした場合の土地の取得の時期)

(新 設)

66の2(1)-4 法人が公有水面の埋立てにより取得した土地の取得をした日は、原則として公有水面埋立法第22条第2項の規定による竣功認可の告示のあった日によるのであるが、法人が同日前に当該土地の全部又は一部につき使用を開始したときは、その使用を開始した部分については、その使用開始の日をもって取得をした日とすることができる。

(土地の上に存する権利)

(新 設)

66の2(1)-5 措置法第66条の2第1項に規定する土地の上に存する権利とは、地上権、永小作権、地役権又は土地の賃借権をいい、租鉱権、採石権等のように土地に附帯するものであっても土地そのものを利用することを目的としない

改 正 後	改 正 前
<p><u>権利は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(固定資産として使用していた土地の分譲)</u></p> <p><u>66 の 2(1)－6 法人が従来固定資産として使用していた土地を譲渡するに当たり、当該土地に集合住宅等を建築し、又は当該土地の区画形質の変更等を行って分譲した場合における当該土地の分譲は、棚卸資産の譲渡に該当しないものとして取り扱う。ただし、その分譲に当たり、その土地について宅地造成を行った場合におけるその造成により付加された価値に対応する部分の譲渡については、この限りでない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(贈与による取得があったものとされる場合の適用除外)</u></p> <p><u>66 の 2(1)－7 措置法第 66 条の 2 第 14 項第 1 号の規定により、贈与による取得は同条の取得に該当しないのであるから、次に掲げる場合は、次によることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 土地等を著しく低い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受けの時ににおける当該土地等の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該譲受価額による取得があったものとする。</u></p> <p><u>(2) 土地等を著しく高い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受けの時ににおける当該土地等の価額との差額に相当する金額の贈与をしたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該土地等の価額による取得があったものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(収用等をされた土地等についての適用除外)</u></p> <p><u>66 の 2(1)－8 譲渡をした土地等について措置法第 64 条から第 65 条の 2 までの</u></p>	<p>(新 設)</p>

規定の適用を受けることができる場合には、法人がこれらの規定の適用を受けないときにおいても、措置法第 66 条の 2 の規定の適用はないことに留意する。

(法第 50 条との選択適用)

(新 設)

66 の 2 (1) - 9 法人が、資産の交換について法第 50 条の規定を適用した場合には、その交換に伴って取得した交換差額については、措置法第 66 条の 2 第 14 項第 2 号ニの規定により、同条第 1 項の規定の適用を受けることはできないことに留意する。

第 2 款 その他

(新 設)

(借地権の返還により支払を受けた借地権の対価に対する特例の適用)

(新 設)

66 の 2 (2) - 1 他人の土地を使用している法人が、当該土地の上に存する借地権をその土地の所有者に返還し、その土地の所有者から立退料等の支払を受けた場合には、当該支払を受けた金額のうち借地権の価額に相当する金額については、措置法第 66 条の 2 第 1 項に規定する土地の上に存する権利の譲渡による対価として取り扱う。

(他の土地等に譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)

(新 設)

66 の 2 (2) - 2 措置法第 66 条の 2 第 1 項に規定する「他の土地等に係る譲渡利益金額」を計算する場合（譲渡の日を含む事業年度において他の土地等の譲渡が 2 以上ある場合に限る。）において、当該他の土地等のうちに同条第 14 項第 3 号に規定する譲渡利益金額（以下「譲渡利益金額」という。）がマイナスとなるものがあるときは、そのマイナスの金額は譲渡利益金額の合計額の計算上通算することに留意する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(圧縮限度額の計算の基礎となる割合)</u></p> <p><u>66 の 2(2)－3 措置法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける先行取得土地等</u>  <u>(同項に規定する先行取得土地等をいう。以下同じ。)</u> が、平成 21 年先行取得  <u>土地等(同条第 4 項に規定する「平成 21 年先行取得土地等」をいう。以下同じ。)</u>  <u>と平成 22 年先行取得土地等(同項に規定する「平成 22 年先行取得土地等」を</u>  <u>いう。以下同じ。)</u> とである場合には、同条第 1 項の圧縮限度額の計算の基礎  <u>となる割合は 100 分の 80 を適用することとなる。</u></p> <p><u>(注) 同項の「この項の規定の適用を受ける先行取得土地等が平成 22 年 1 月 1 日</u>  <u>から同年 12 月 31 日までの間に取得をされたもののみである場合」とは、次</u>  <u>に掲げる場合をいうことに留意する。</u></p> <p><u>1 同項に規定する指定期間内に取得した土地等が平成 22 年先行取得土地</u>  <u>等のみである場合</u></p> <p><u>2 同項の規定の適用を受ける事業年度前の事業年度までに同項の規定の適</u>  <u>用を受けたことにより、平成 21 年先行取得土地等の帳簿価額の全額を減額</u>  <u>(帳簿価額の減額に代えて行う積立金として積み立てる方法による経理を</u>  <u>含む。)</u> した結果、同項の規定の適用を受ける先行取得土地等が平成 22  <u>年先行取得土地等のみである場合</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(土地等の譲渡について圧縮記帳の適用を受ける場合の延払基準の不適用)</u></p> <p><u>66 の 2(2)－4 法人が、長期割賦販売等(法第 63 条第 1 項に規定する「長期割賦</u>  <u>販売等」をいう。)</u> に該当する土地等の譲渡を行った場合において、当該土地  <u>等に係る譲渡利益金額を基礎として先行取得土地等につき措置法第 66 条の 2</u>  <u>第 1 項の規定の適用を受けるときは、当該土地等については法第 63 条第 1 項の</u>  <u>規定を適用することはできないものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

二十七 第 66 条の 6 ～ 第 66 条の 9 (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(外国法人税の額に加算される税額控除額)	(外国法人税の額に加算される税額控除額)
66 の 6-6 ……………	66 の 6-6 ……………
……………その剰余金の配当等の額に対応するものにつき税額控除の適用……………	……………その剰余金の配当等の額に対応するものにつき <u>法第 69 条第 8 項の規定に類する制度に基づいて税額控除の適用……………</u>
(適用対象金額の計算)	(適用対象留保金額の計算)
66 の 6-9 <u>措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号</u> に規定する <u>適用対象金額</u> ……………	66 の 6-9 <u>措置法第 66 条の 6 第 1 項</u> に規定する <u>適用対象留保金額</u> ……………
…………… <u>600 万円</u> …………… <u>課税対象金額</u> ……………	…………… <u>400 万円</u> …………… <u>課税対象留保金額</u> ……………
(法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い)	(法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い)
66 の 6-10 ……………	66 の 6-10 ……………
…………… <u>適用対象金額</u> ……………	…………… <u>未処分所得の金額</u> ……………
(1) ……………	(1) ……………
(2) ……………	(2) ……………
(3) ……………	(3) ……………
(特定外国子会社等が 2 以上ある場合の損益の不通算)	(特定外国子会社等が 2 以上ある場合の損益の不通算)
66 の 6-11 …………… <u>課税対象金額</u> ……………	66 の 6-11 …………… <u>課税対象留保金額</u> ……………
	<u>(軽課税基準以下であるかどうかの判定)</u>
66 の 6-13 <u>削 除</u>	66 の 6-13 <u>措置法令第 39 条の 16 第 1 項第 2 号イ</u> に規定する外国関係会社を受ける同号に規定する剰余金の配当等の額 (以下 66 の 6-13 において「剰余金の配当等の額」という。)につき課される税の負担が同号イに規定する軽課税基準以下のものであるかどうかを判定する場合において、当該外国関係社の

改 正 後	改 正 前
	<u>本店所在地国が受取配当等の一部を益金の額に算入しないような制度を採っているときは、当該本店所在地国の税法に定める表面的な税率によりその判定をするのではなく、当該剰余金の配当等の額に対して課される税の実質負担割合により判定することに留意する。</u>
(課税対象金額の円換算)	(課税対象留保金額の円換算)
66の6-14 ……………	66の6-14 ……………
……………課税対象金額……………課税対象金額……………	……………課税対象留保金額……………課税対象留保金額……………
(注) ……………	(注) ……………
(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)	(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)
66の6-19 ……………	66の6-19 ……………
…………… <u>規則別表十七(三)</u> …………… <u>規則別表十七(三)</u> ……………	…………… <u>規則別表十七(二)</u> …………… <u>規則別表十七(二)</u> ……………
(課税対象金額に係る外国法人税額の計算)	(課税対象留保金額に係る外国法人税額の計算)
66の6-21 ……………	66の6-21 ……………
……………課税対象金額……………同条第5項……………	……………課税対象留保金額……………同条第5項及び第12項……………
(廃 止)	(課税済留保金額の損金算入額の計算)
	<u>66の6-22 内国法人が措置法第66条の8第1項の規定を受ける場合に同項の規定により損金の額に算入する金額の計算はその特定外国子会社等がその会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により行うものとし、その計算された金額の円換算は、剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配の</u>

	<p><u>支払等同項各号に掲げる事実が生じた日における電信売買相場の仲値によるものとする。</u></p>
(廃止)	<u>66の6-23 削除</u>
(廃止)	<p><u>(株式等を譲渡した場合の課税済留保金額の損金算入規定の不適用)</u></p> <p><u>66の6-24 措置法第66条の8第1項の規定による課税済留保金額の損金算入は、特定外国子会社等が剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配を支払った場合等同項各号に掲げる事実が生じた場合に限られるのであるから、例えば内国法人の直接及び間接に保有する特定外国子会社等の株式等が譲渡された場合であっても、これについて同項の規定の適用はないことに留意する。</u></p>

二十八 第66条の9の2～第66条の9の5（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第66条の9の2～第66条の9の5</u>（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>（特殊関係株主等である内国法人の特定外国法人に係る所得の課税の特例）</p> <p><u>66の9の2-1</u> ……措置法第66条の9の2から第66条の9の5……</p> <p>……………<u>66の6-21</u>……………<u>66の6-13</u>……………</p>	<p><u>第66条の9の6～第66条の9の9</u>（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>（特殊関係株主等である内国法人の特定外国法人に係る所得の課税の特例）</p> <p><u>66の9の6-1</u> ……措置法第66条の9の6から第66条の9の9……</p> <p>……………<u>66の6-24</u>……………<u>66の6-23</u>……………</p>



二十九 第 66 条の 10 (技術研究組合の所得計算の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
第 66 条の 10 (技術研究組合の所得計算の特例) 関係	第 66 条の 10 (鉱工業技術研究組合の所得計算の特例) 関係

三十 旧第 66 条の 13 (欠損金の繰戻しによる還付の不適用) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)  (廃止)	<p>第 66 条の 13 (欠損金の繰戻しによる還付の不適用) 関係</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>66 の 13-1 法人が、措置法第 66 条の 13 第 1 項に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</u></p>

三十一 第 68 条 (特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(基準所得金額の端数計算)</p> <p>68-2 ……特例税率適用所得金額 (措置法第 42 条の 3 の 2 第 2 項の規定による読替え後の措置法第 68 条の規定……………</p> <p><u>なお、同条第 1 項に規定する「800 万円 (事業年度が 1 年に満たない協同組合等については、800 万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額とする。)」に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、当該切り捨てられる端数の金額が当該事業年度の所得金額について切り捨てられる端数の金額より多いときは、これを切り上げる。</u></p>	<p>(基準所得金額の端数計算)</p> <p>68-2 ……特例税率適用所得金額 (措置法第 68 条の規定……………</p> <p>……</p>

### 三十二 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)、租</u>  <u>税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)及び租</u>  <u>税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成21年財務省令第19号)を</u>  <u>いう。)</u>による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則に  より読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の  規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正  前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</p>	<p>(新 設)</p>